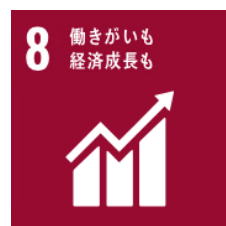


令和 5 年度 鶴居村総合会議 資料

学校部活動から地域クラブ活動へ

令和6年3月18日 鶴居村教育委員会



はじめに…国の施策

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン」



次に…先進事例

長崎県長与町の取組



■鶴居村の取組

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 令和5年6月 | 鶴居村部活動地域移行検討会議で検討開始（6月・10月・1月） |
| 令和5年7月 | 学校部活動の地域移行に関するアンケート調査実施（児童生徒・保護者） |
| 令和6年3月 | 鶴居村部活動地域移行推進計画策定（予定） |

鶴居村部活動地域移行推進計画策定（案）

- 国のガイドラインや道教委の推進計画、鶴居村部活動地域移行検討会議での議論等を踏まえ、鶴居村において部活動の地域移行を進めるに当たり、
- ・ 地域移行の進め方
 - ・ 基本的なスケジュール
 - ・ 検討課題の設定とその対応の方向性 などを取りまとめたもの。

■鶴居村部活動地域移行推進計画（案）

○国の動向（2022「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等）

- ・ H 2 9 以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた。
- ・ 公立中学校を対象として、まず休日の部活動から段階的に地域移行を進める。
- ・ 地域クラブ活動への移行について、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間を改革推進期間と位置付けて支援する。

○北海道における方向性（2023「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」等）

- ・ 公立中学校を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行について、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

■鶴居村部活動地域移行推進計画（案）

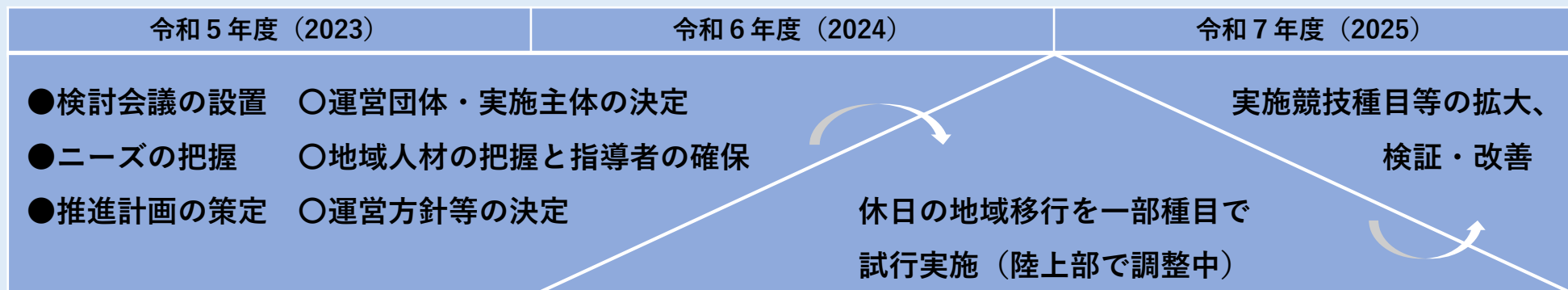
○鶴居村における地域移行の進め方

鶴居村では、国のガイドラインや道教委の方向性に沿って、**令和8年度から休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行する。**

移行にあたって、次の観点から検討を進める。

- 地域クラブ活動の活動内容：地域の実情や生徒のニーズを踏まえて検討。この先の生徒総数の減少も勘案
- 地域クラブ活動と学校の連携：学校の部活動の教育的意義を継承・発展。学校との連携が重要。
- 休日の部活動の地域移行：中学校の休日の部活動から段階的に地域移行することを基本に検討。
- 平日の部活動の地域移行：休日の部活動の地域移行の実施状況や成果と課題を踏まえて検討。

【基本的なスケジュール】



■ 鶴居村部活動地域移行推進計画（案）

これからの検討課題

検討課題	対応の方向性
①運営団体・実施主体の整備	・ 先進事例では、市町村教委、総合型地域スポーツクラブや少年団、地域の文化芸術団体、民間事業者、学校関係組織（地域学校協働本部、保護者会等）がある。
②指導者の確保	・ スポーツ団体や文化団体の指導者、企業やクラブチームの選手、社会人や大学生の競技経験者など地域の人材を発掘し、活用することが考えられる。 ・ 教員の兼職兼業については、本人の意思を十分に確認・尊重するとともに、学校運営に支障がないことの確認を行うことが必要。
③活動場所の確保	・ 地域クラブ活動の活動場所として鶴居中学校の体育館や校舎、村内の公共のスポーツ・文化施設などを活用。
④成果発表の場の在り方	・ 大会、コンクール等は、生徒が切磋琢磨する機会となり、日ごろの練習の成果を発表する場として貴重な機会と認識。 ・ 過熱化も懸念されることから、生徒や指導者の過度の負担とならないよう留意する必要がある。
⑤地域クラブ活動の理解の促進	・ 部活動は、学校の教育課程外の活動であり、設置することが法令上の義務ではないことや、生徒の自主的・自発的な参加により行われることなどについて、教員や生徒、保護者等の理解を促進するための周知を行う。
⑥費用負担の軽減	・ 地域クラブ活動に参加する場合の費用が保護者にとって、大きな負担とならないよう様々な配慮・支援を行う必要がある。

■参考：全国の取組事例

運営団体・実施主体の類型

類型例		運営形態
区分	運営例	
A 市町村運営型	A - 1 地域団体・人材活用型	市町村（教委を含む。以下同じ。）が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施。 ○市町村が運営事務局を担う。 ○コーディネーターが地域の団体や指導者に協力依頼するほか、学校や団体、指導者と連絡調整等を行う。 ○運営事務局として、指導者を活動場所に派遣する。
	A - 2 任意団体設立型	市町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施。
	A - 3 競技団体連携型	市町村が競技団体と連携して運営する形として実施
B 地域スポーツ団体等運営型	B - 1 総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	B - 2 体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	B - 3 民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
C その他	C - 1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

■参考：釧路管内の先進取組事例（国の実証事業）

【厚岸町】

学校部活動の段階的・地域移行にともない **ジョイ**
厚岸総合クラブ JOY スタート
 まずは、モデルクラブから実証事業開始

厚岸町教育委員会では、中学校の部活動を地域に移行するにあたり、少年団や高校、スポーツ・文化団体等の状況を踏まえた上で、部活動地域移行検討協議会での協議を重ねてきました。

令和6年4月に「厚岸総合クラブ JOY」を設置し、4つのモデルクラブを対象に土日におけるクラブ活動を進め、組織運営を中心に指導者や財源の確保などの検証を行います。

目指すもの

○幼児・小学生・中学生・高校生・大人すべてを対象とし、持続可能な生涯学習・生涯スポーツの活動環境を整えます。

そのために

- 国の委託事業に参加し、令和6年度はモデルクラブによる実証事業を通して、厚岸スタイルの総合クラブの運営を検証します。
- 当面教育委員会が運営委員会の事務局を担い、総合クラブの運営を行います。
- 地域移行への理解を深めるため、保護者・町民を対象とした説明会を開催します。
- 学校部活動指導者と地域クラブ指導者との連携を図り、スムーズな地域移行を進めていきます。

厚岸レーシングクラブ

- ・厚岸陸上少年団を受け皿としたクラブチーム
- ・対象 小学生・中学生・高校生
- ・土曜日の活動から始めていきます。
- ・練習内容や大会の参加など、活動全般を検証します。

厚岸吹奏楽クラブ(仮称)

- ・厚岸町吹奏楽団を受け皿とした団体
- ・対象 中学生
- ・（今後小学生の参加も視野に入れる）
- ・休日及び平日の活動
- ・費用面・練習会場・楽器の運搬などを検証します。

R6年度
モデルクラブ

厚岸キッズクラブ

- ・幼少期の基礎運動を重視した活動
- ・対象 幼児～小3までのキッズ（保護者同伴願います）
- ・土曜日に活動（月1回）
- ・生涯学習スポーツ係が担当し、運営全般を検証します。

海事記念館子どもクラブ

- ・天体・歴史・自然観察・工作など、厚岸町の自然や歴史、科学全般を体験する活動
- ・対象 小学4・5・6年生（高校生は、指導ボランティア）
- ・土曜日に活動（月1回）
- ・海事記念館の職員が担当し、運営全般を検証します。

厚岸町における部活動地域移行スケジュール

- R5・6 厚岸町における部活動の地域移行に関するアンケート調査
- R5・7 厚岸町部活動地域移行検討協議会の設置
- R5・9 「みんなで考える部活の地域移行」研修会
厚岸町部活動地域移行に関する推進計画策定
- R5・10 部活指導者との面談協議開始
- R5・12 少年団・団体との面談協議開始
- R6・1 アンケートの結果公表（広報あつし 12月号）
- R6・2 運営組織・モデルクラブの検討
地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の申請

部活動地域移行検討協議会(全6回)

- 7月 組織確立と運営方針の協議
- 9月 アンケートの結果と分析
- 10月 推進計画の検討
- 11月 実施主体・運営主体の検討
運営予算の検討
- 12月 運営組織・モデルクラブの検討
- 2月 R6年度以降の見直し

◇モデルクラブ4団体における土日の地域移行

- 1 厚岸総合クラブ JOY 設置に伴う要綱及び運営規則等の整備
- 2 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の開始
（国の委託事業）・体制整備・指導者の確保
・関係団体との連携強化・他市町村との連携
・活動内容の充実・参加費の負担と支援
・学校施設の活用
- 3 保護者・町民向け説明会の開催
- 4 厚岸町版指導者バンクの設置
- 5 モデル事業の検証及び休日における全部活の地域移行の可否についての協議

R6年度 モデルクラブ

- ・厚岸レーシングクラブ
- ・厚岸吹奏楽クラブ(仮称)
- ・厚岸キッズクラブ
- ・海事記念館子どもクラブ

◇中学校全部活動の土日における地域移行

- 1 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の継続
- 2 児童・生徒・保護者・教職員へのアンケート調査
（これまでの検証とこれからの事業について）
- 3 平日における部活動の地域移行の検討
- 4 実証事業の終了に伴う次年度からの見直し



◇一部中学校部活動の平日における地域移行(一部部活動の完全移行)

R9以降

全部活動の完全移行



■参考：釧路管内の先進取組事例（国の実証事業）

【厚岸町】

部活の地域移行 Q&A

Q1 なぜ、中学校の部活動を地域に移行するのですか？

A 国は大きく3つがあり、全国、北海道、厚岸町共通となっています。

- 1 生徒の人数が激減していること。
- 2 部活動の数が減少していること。
- 3 教員の働き方改革がすすめられていること。

このままだと、いずれ部活動が立ち行かなくなることが予想されるため。

Q2 国や道は、どのような方向性を示していますか？

A 令和5年度から7年度までの3年間で「改革推進期間」として、地域の実情に応じて部活動の地域移行の早期実現を目指すとしています。北海道も厚岸町も同様の方向でスケジュールを立てています。

Q3 令和5年6月に実施した児童・生徒・保護者・教員アンケートの結果を知ることできますか？

A はい。右の2次元コードから、アンケートの結果と分析の概要をご覧いただけます。



Q4 クラブになると会費などが必要になると聞きましたが、保護者の負担はあるのでしょうか？

A はい。部活動のクラブ化により、主に指導者へ支払う報酬のための会費が必要となります。過度な負担とならないように、国や道、町の補助も含め、実証事業の中で検証していくことになります。

Q5 中学校の部活動の地域移行が、なぜ、厚岸町では幼児・児童・生徒・大人すべてを対象とした地域クラブ活動になるのですか？

A 町のスポーツ団体・文化団体・教育関係者の代表で構成する「厚岸町部活動地域移行検討協議会」では、中学校の部活動の地域移行をすすめる上で、持続可能な生涯学習・生涯スポーツの活動の環境を整えることを重視して協議を重ねてきました。

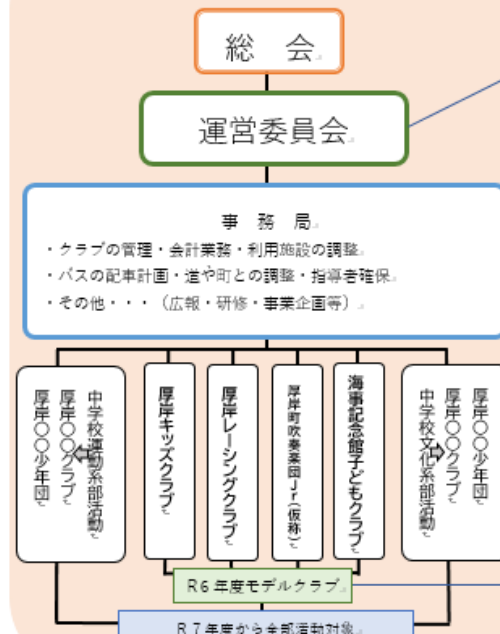
厚岸町内では、これまで少年団や団体の活動が活発に行われてきました。また、生涯学習課の様々な事業にも子どもから大人まで多くの町民が参加しています。これらの活動を受け皿に、これまでの学校部活動を「地域クラブ活動」として町内規模で組織化することで、生涯にわたり学習や活動ができる環境づくりを目指します。

Q6 厚岸総合クラブ JOY は、どのような組織でどのような運営になるのですか？

厚岸総合クラブ JOY は、事務局を教育委員会内に置き、運営委員会がクラブの運営を行います。したがって、実施主体、責任主体もすべて運営委員会となります。

運営内容としては、指導者の確保や活動施設の確保、バス等の配車計画、保険・会計など、所属団体共通の業務を行います。所属団体個別の業務などは、団体組織の中で対応いただくことを想定しています。

厚岸総合クラブ JOY



クラブ全体の運営を行います。

- ・会長
- ・副会長
- ・運営委員
- ・幹事

当面、厚岸町教育委員会に事務局を置きます。



R6年は、4つの団体をモデルクラブに指定して検証を行い、段階を踏んで地域に移行します。

お問い合わせ 厚岸町教育委員会生涯学習課(スポーツ係) 52-7785

■参考：釧路管内の先進取組事例（国の実証事業）

【標茶町】



「部活動の地域移行」が始まります

背景

- 少子化、学校の小規模化が進み、生徒・指導者ともに確保できずに廃部となるケースが増え、もはや学校単独で部活動を維持することが困難になっています。
- 一方で小学校や地域では、すでに少年団やクラブ活動等、スポーツや文化芸術活動を支える組織があり、専門的・継続的な指導によって成果をあげています。
- 国や道は、中学校の部活動を学校から切り離すこととし、まずは土日の部活動を地域に移行することとしました。令和5～7年度を「改革推進期間」としています。
- 生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、持続可能で一貫した指導体制を地域で確立することが求められています。

将来、中学校から部活動はなくなり、地域のスポーツ・文化芸術活動も維持が困難になります

めざすもの

子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、地域の持続可能な生涯学習・生涯スポーツの環境を整えます

【令和6年度 部活動の地域移行の進め方】

まずは標茶中学校単独で活動している 卓球、陸上、吹奏楽の3つの部活動について、土日の活動を段階的に地域に移行します

卓球部

〇基本的には土日のどちらか一日の活動を対象とします。部活動ごとに対応を検討します

〇学校の顧問と外部指導者が共同で指導していただきます

陸上部

吹奏楽部

「個別に必要に応じて対応いたします」

＜令和6年度に検証する内容＞

- (1) 練習内容や練習時間、大会への参加、中学校顧問と外部指導者との連携など、移行に係る指導体制について検証します。
- (2) 費用面・練習場所・施設管理や運用など管理面について検証します。
- (3) 指導者の確保、参加体制など指導者の体制整備について検証します。

部活動の地域移行のスケジュール

令和5年度の取組

つくる

- 部活動の地域移行検討委員会を設置（令和4年12月準備委員会を設置）
 ・PTA、社会教育、スポーツ・文化芸術団体、少年団関係者などの代表で構成
- アンケートの実施
 ・ニーズの分析、目指す方向性の明確化
- 先進地の視察・講師を招いた研修会の開催など情報収集を行い標茶町における地域移行のイメージを明確にしていきました
 ・伊達市教育委員会、登別市教育委員会の視察
 ・幕別町小田氏による講演会の開催 ・各種研修会等への参加
- 標茶町地域クラブの制度設計
- 標茶中学校の部活動について、土日の地域移行に向けた準備
 ・指導者への依頼と説明 ・学校との打ち合わせ ・保護者への説明

【道教委推進計画】



令和6年度の取組

つなげる

- 標茶中学校におけるモデル(3団体)による試行実践
 (1) まずは単独で活動している卓球・陸上・吹奏楽で実施し、実証事業を開始
 (2) 体制の整備・指導者の確保、関係団体との連携、活動内容の検討、参加費の負担と支援施設活用の方法 実施している状況を分析と課題を把握し一つ一つ解決していきます
- 地域クラブ（仮称）設置に伴う運営方針・規則等の整備
- 指導者発掘の取組～地域クラブ指導者バンクの設置
- 地域クラブの準備組織の立ち上げ
 ・実施形態の検討 ・情報収集
 「市町村運営型」or「地域スポーツ団体等運営型」
- 地域移行を広げるための検討
 (1) 他の部活や他の種目・団体へ広げるための条件整備
 (2) 他の中学校へ広げるための準備

＜指導者発掘の取組＞

- ・募集案内→地域クラブ指導者の登録
- ・地域団体の指導者との連携

指導者の確保が何より大切です



令和7年度の取組

ひろげる

- 全部活動の土日の地域移行を進める
 実証事業の継続・他の市町村との連携・協働
- 地域クラブの運営形態の確立
- 地実証事業終了に伴う次年度移行の見直し
 実証事業の検証（アンケート調査等）
- 平日における部活動の地域移行の検討

＜地域移行を進める際のポイント＞

- (1) 希望しない教員に指導を強制しない
- (2) 道・町が定める部活動方針を遵守し、過度な練習にならないよう努める
- (3) 地域の指導者が確保できない場合は持続可能な体制を維持できないものと判断し廃止を検討する
- (4) 必要性が認められ、指導者・希望者が今後継続的に見込めると判断される場合は新たなクラブ活動として設置を検討する

■参考：釧路管内の先進取組事例（国の実証事業）

【標茶町】

部活動の地域移行 Q & A

Q1 なぜ、中学校の部活動を地域に移行するのですか？

A

【読者アンケート】



要因は大きく2つあり、全国、北海道と同様となっています。

- 1 人口減少に伴い生徒数・教員数が激減し、部員不足、指導者不足が進み、学校ではすでに廃部や合同チームが相繼いでいます。学校単独で部活動を維持することには限界にきており、このままだといずれ、部活動が維持できなくなることが予想されるためです。
- 2 教員の過度な労働が社会問題となり、なり手不足が深刻化し学校教育そのものが存続の危機に瀕しています。そのため教員の働き方改革が喫緊の課題として進められてことも要因として上げられます。

Q2 クラブになると会費などが必要になると聞きましたが保護者の負担はあるのでしょうか

A

はい。クラブ化により、主に指導者へ支払う報酬のための会費が必要となります。町で実施したアンケート結果からは、指導の対価を払うことには一定の理解を示していることがわかります。これは国や道が行った調査ともほぼ同じ傾向です。今後、過度な負担とならないように、国や道、町の補助金も含め、実証事業の中で検証していくことになります。

Q3 標茶町地域クラブは、どのような組織でどのような運営になるのですか？

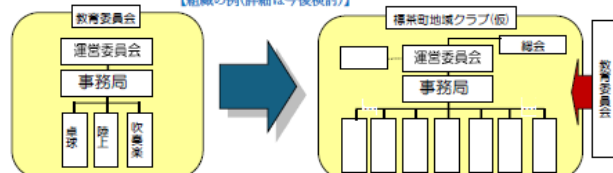
A

令和6年度は教育委員会内に事務局を置き試行実践を進めますが、最終的には外部組織「標茶町地域クラブ（仮称）」の設置を目指します。

STEP 1～令和6年度は、まずは教育委員会内に事務局を置き、町教委が主体となって試行実践を進めます。

STEP 2～新たに組織をひろげ、外部組織化していきます。

【組織の例（詳細は今後検討）】

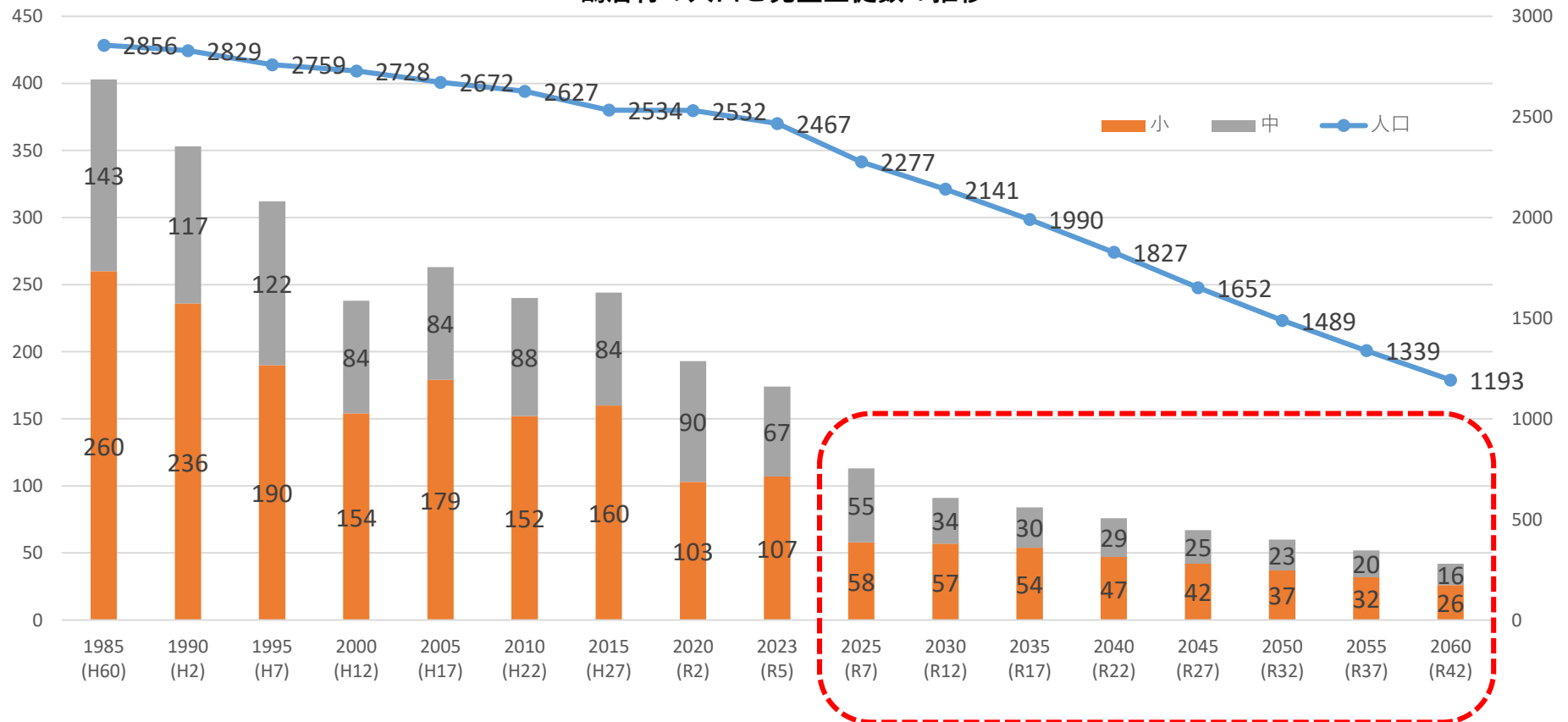


■鶴居村における部活動の地域移行～めざす姿（想定）

○中学校の全部活動について、令和8年度から土日（休日）の活動を地域クラブ活動に移行する。

○平日の部活動は、令和8年度以降、可能なものから順次、地域クラブ活動に移行する。

鶴居村の人口と児童生徒数の推移



■地域クラブ活動の運営団体・実施主体（想定）

鶴居村における地域クラブ活動の運営団体・実施主体（市町村運営型を想定）

- 組織 鶴居村教育委員会 社会教育課
鶴居村地域クラブ活動推進室（仮称）
室長：教育委員会職員（兼務）
室員：教育委員会職員（兼務）
スタッフ：会計年度任用職員（退職教員等）
- 業務
- ・指導者の確保、派遣、連絡調整（指導者不在時の見守りを含む。）
 - ・活動場所の利用調整、利用器具等の確保
 - ・学校との連絡調整
 - ・スケジュール管理
 - ・大会等参加手続き
 - ・大会等引率者の確保、連絡調整
 - ・生徒、保護者との連絡調整
 - ・生徒、指導者の安全管理、保険加入
 - ・生徒の移動手段の確保
 - ・団体の運営費の確保、執行
 - ・指導者研修、ガバナンスコードの徹底 など

専任スタッフ
不可欠

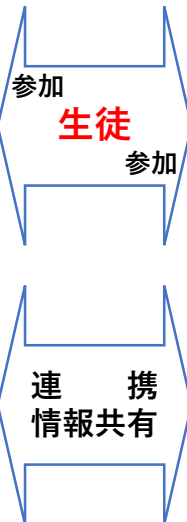
○地域クラブ活動の内容

種目	活動日	活動場所	指導者（協力団体）
陸上競技	土曜・祝日	鶴居中学校グラウンド・体育館（学校開放）	鶴居村 A C、兼職兼業教師、アスリート など
ソフトテニス	土曜・祝日	村テニスコート（利用料免除） 鶴居中学校体育館（学校開放）	競技経験者、民間コーチ、兼職兼業教師 など
吹奏楽	土曜・祝日	鶴居中学校音楽室・教室（学校開放）	音楽家、吹奏楽経験者、兼職兼業教師 など

地 域

- 地域の団体
コーチ
アスリート等
- 地域人材
指導者
経験者
兼職兼業教師
保護者 等

指導者
として
協 力



■指導者の確保

種目	現在の指導者（教師以外）	新規（想定）
陸上競技	鶴居 A C メンバー	公募 ・ 兼職兼業教師（希望者）、退職教師、役場職員 ・ 村内・近隣在住の協議・指導経験者 ・ 地域おこし協力隊（教委で採用） 派遣（民間） 協力（企業） ・ コーチ、アスリートなどの指導者の派遣を委託（有料） ・ 村の包括連携企業等に指導を要請（オンライン指導など）
テニス		公募 ・ 兼職兼業教師（希望者）、退職教師、役場職員 ・ 村内・近隣在住の協議・指導経験者 ・ 地域おこし協力隊（教委で採用） 派遣（民間） ・ コーチ、アスリートなどの指導者の派遣を委託（有料）
吹奏楽	プロ（指揮者）	公募 ・ 兼職兼業教師（希望者）、退職教師、役場職員 ・ 村内・近隣在住の協議・指導経験者 ・ 地域おこし協力隊（教委で採用） 派遣（民間） ・ アーティスト、指導者の派遣を委託（有料）

■活動場所の確保（休日）

種目	平日の活動場所	地域クラブの活動場所（休日）
陸上競技	鶴居中学校グラウンド又は体育館、校舎内	○ 鶴居中学校グラウンド又は体育館、校舎内（学校開放） ○ 総合体育館 ・ 利用者調整必要（児童生徒のみ利用料減免）
テニス	村テニスコート又は鶴居中学校体育館	○ 村テニスコート（利用料減免）または鶴居中学校体育館（学校開放） ○ 総合体育館、ふれあいセンター ・ 利用者調整必要（児童生徒のみ利用料減免）
吹奏楽	鶴居中学校音楽室、教室	○ 鶴居中学校音楽室、教室（学校開放）

■成果発表の場の在り方

○大会・コンクールへの出場の決定

- ・平日部活動を実施している学校が判断（地域クラブと意思疎通）

○大会・コンクールへの引率等

- ・大会等が休日の場合は、地域クラブで引率（現地集合を含む）
- ・大会等が休日の場合は、生徒・引率者の移動手段は村所有バス
- ・全道大会出場の場合は、教委としてこれまでの部活動の場合に相当する対応をとる

○大会運営ルールへの対応

- ・審判員等、大会運営者から求められる対応については、学校と協議して対応

※現時点では、競技団体の取扱いが見通せない状況が多い（参加団体の取扱い、引率者の資格要件など）

■地域クラブ活動理解の促進

適宜、ＨＰやリーフレット等で、児童生徒、保護者、関係団体、村民へ周知

■成果発表の場の在り方

	器具・用具		活動場所 利 用 料	指導者報酬 (教師以外)	各種負担金	部費
	公費	自己負担				
陸上競技部	学校備品		該当なし	外部コーチ (辞退)	部費で対応	
ソフトテニス部	学校備品	ラケット	村テニスコート (免除)	該当なし	部費で対応	
吹奏楽部	学校備品		該当なし	部活動指導員 (公費)	部費で対応	



	器具・用具		活動場所 利 用 料	指導者報酬 (教師以外)	各種負担金	会費
	公費	自己負担				
陸上競技部	学校備品 を貸与		学校開放	有償	会費で対応	年●円
ソフトテニス部	学校備品 を貸与	ラケット	村テニスコート (免除)	有償	会費で対応	年●円
吹奏楽部	学校備品 を貸与		学校開放	有償	会費で対応	年●円

※その他 任意団体設立型での運用の場合、運営スタッフの人件費などの負担も生じる

■令和6年度の実施

○休日の部活動の地域移行の一部実施（試行）～調整中

○部活動指導員 鶴居中学校 陸上競技部、吹奏楽部

○鶴居村部活動地域移行検討会議

地域移行の専門アドバイザーを招へいするなどして、鶴居村に適した地域移行の在り方を協議併せて、検討会議での検討状況を住民等に周知

■意見交換の観点

○住民がスポーツ・文化に親しむ機会をどう確保していくか（持続可能なものとしていくか）

○子供にとってどうあるべきか（保護者の願いも含めて）

○指導者の確保

○負担（経費）の在り方